

平成14年7月12日 制 定
平成18年6月14日 一部改定
平成21年11月2日 一部改定
平成29年4月1日 一部改定

国土交通政策研究所研究評価実施要領

1 対象

国土交通政策研究所（以下「研究所」という。）が実施する個別の調査研究の評価について定めるものである。

2 評価の目的

研究所の実施する調査研究の評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に準じ、「効率的かつ効果的な調査研究の実施」及び「調査研究の質の向上を図ること」並びに「国民に対する説明責任を果たす」ことを目的とする。

3 評価の種類

調査研究の評価の種類は以下のとおりとする。

（1）事前評価

各年度の調査研究案件について、当該年度の目標、調査研究内容・実施方法等について評価し、評価結果を当該調査研究に反映させる。

（2）事後評価

調査研究の実施後、成果を公表する前に、当該調査研究の内容及び成果を評価するとともに、当該評価結果を事後の調査研究に適切に反映させる。

4 評価対象

調査研究の評価対象は、3に掲げるもの毎に以下のとおりとする。

（1）事前評価

各年度の研究所の予算決定概要に記載する調査研究案件。

(2) 事後評価

調査研究報告書を発行する予定の調査研究案件。また、中間報告書にあつては、その内容に応じて判断するものとする。

5 評価に関する組織

調査研究の評価に関する組織は以下のとおりとする。

(1) 国土交通政策研究所調査研究評価委員会（以下「調査研究評価委員会」という。）

研究所の実施する調査研究に関して、研究所基本方針との適合を中心としつつ、政策ニーズや研究所の運営等の観点から内部評価を行う組織。事前・事後評価全般を所掌する。

メンバーは以下のとおりとする。

委員長 所長

副委員長 副所長

委員 総括主任研究官（2）、研究調整官（2）

事務局長 総務課長

(2) 外部専門家・有識者

当該調査研究分野にかかる外部専門家・有識者から、調査研究成果について、専門的、学術的観点からの意見を聴取する。

なお、当面は事後評価時のみに実施するものとするが、事前評価において、必要に応じて、外部専門家・有識者に意見聴取を行う。

6 評価方法

(1) 評価方法

調査研究評価委員会：調査研究担当者が、事前では調査研究計画の概要に係る資料、事後では調査研究の報告書又はこれに類するもの（以下「報告書等」という。）及び事後評価シート（別紙1）を作成し、調査研究内容等を説明する。調査研究評価委員会では、調査研究内容等の説明をもとに、合議で評価を行う。

外部専門家・有識者評価：報告書等により調査研究内容を説明し、当該調査研究について意見を聴取する。

(2) 評価の項目

評価の項目は以下のとおりとする。

- ①調査研究の必要性・着眼点 <事前>
- ②調査研究の目標 <事前><事後>
- ③調査研究の独自性 <事前>
- ④研究の内容 <事前><事後>
- ⑤調査研究の仕組み <事前><事後>
- ⑥成果と活用 <事前><事後>
- ⑦その他（今後の展開方向等） <事後>

7 評価結果の公表

調査研究テーマ（または候補）に関する評価結果は、原則として、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により公表するものとする。

8 その他

評価手法の向上

評価方法は、新たな知見、経験の蓄積等を踏まえ、必要に応じ改正し、研究評価の一層の向上を図るものとする。